ヲ　医療職俸給表(三)

職務の級	調整基本額
1　級	7,100円
2　級	7,700円
3　級	7,900円
4　級	8,200円
5　級	8,700円
6　級	9,800円
7　級	11,100円

ワ　福祉職俸給表

職務の級	調整基本額
1　級	6,000円
2　級	7,200円
3　級	7,700円
4　級	8,700円
5　級	9,500円
6　級	10,700円

（人事院規則九―一七の一部改正）

第十二条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（支給額） **第二条**　俸給の特別調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、別表第二の俸給の特別調整額欄に定める額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定す	（支給額） **第二条**　俸給の特別調整額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める官職に係る俸給の特別調整額の区分に応じ、別表第二の俸給の特別調整額欄に定める額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（次号において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定によ